

第4章

MFJ裁定規則

34 原則

MFJ会員（ライセンス会員、エンジョイ会員、公認クラブ、特別会員、賛助会員、加盟団体をいう。以下同様）および当該競技会に直接関与する者（ライダー、エントラント、主催者、オフィシャル、プロモーターをいう。以下同様）が、MFJ国内競技規則、大会特別規則その他MFJが定める諸規則にのべられた義務に違反し、またはモーターサイクリススポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序の保持を害する行為を行った場合、本規則に述べられた罰則の対象となる。

35 裁定組織の構成・役割・権限

- 35-1 大会審査委員会
- 35-1-1 大会審査委員会は競技会開催期間に起こった違反行為、抗議に対する審理権を有し裁定を下す唯一の機関であり、下記の場合に自らの職権でまたは競技役員の要請に応じてペナルティーを科すことができる。
- ・競技会期間中に、MFJ国内競技規則、大会特別規則または大会競技役員の与えた指示に反する行動または行為を行った場合
 - ・競技会期間中の不正行為、暴力行為または当該大会もしくはモーターサイクリススポーツの利益に有害な行動を取った場合
 - ・競技運営に関して、当該競技役員、大会主催者に重大な瑕疵があった場合
- 35-1-2 大会審査委員会の委員は、競技役員資格のある者のなかから大会格式によりMFJ、MFJ加盟団体または大会主催者が任命する。
- 35-1-3 大会期間中における本規則または大会特別規則に違反する行為に対しては、その軽重によって大会審査委員会の権限により以下の罰則を科すことができる。

| 罰則 | 内容 |
|-------------|---|
| 訓戒 | 文書による注意……始末書提出。 |
| 罰金 | 50万円以下の罰金。 |
| 競技結果に影響する罰則 | タイム／ポイント／周回数の加算または減算。 順位の変更／ライドスルーペナルティー／ストップ＆ゴーペナルティー |
| 失格 | 競技会および競技結果の除外。 |

- 35-1-4 特定の違反に関するペナルティーの詳細は、各種目の規則または大会特別規則に明記するものとする。
- 35-1-5 違反の状況に応じて、一人の違反者に複数の罰則を科すこともできる。
- 35-1-6 大会審査委員会は、大会審査委員会が科す権限のある罰則よりも重い罰則を科す

ことが相当と認めるときには、国内規律裁定委員会に違反事実を報告し審議依頼することができる。

35-2 国内規律裁定委員会

35-2-1 国内規律裁定委員会（以下「裁定委」という。）は、大会審査委員会の決定を不服とする「控訴」、大会審査委員会からの「審議依頼」および競技関係者間の紛争・疑義に関する「提訴」に関して審理権を有し、裁定を下す唯一の機関である。

また、「裁定委」はMFJ会員および当該競技に直接関与する者の反社会的行為や犯罪行為その他モーターサイクリススポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序の保持を害する行為について、告発等がなくても自らの権限で審議し、裁定を下すことができる。

35-2-2 「裁定委」は、ガソリン等燃料・タイヤ等の分析結果に基づく罰則を裁定する。

35-2-3 「裁定委」は、競技会期間中、期間外を問わず、MFJ会員が反社会的行為またはモーターサイクリススポーツの利益に有害な行動を取った場合、会員資格の停止、剥奪等の裁定を下す権限を有する。

35-2-4 「裁定委」の委員は、原則として当該種目委員会委員長、副委員長（1名）、中央スポーツ委員会委員（1名）、会長が指名する有識者（1名）の中から3名で構成し、会長が任命する。

ただし、当該大会審査委員長や大会審査委員が上記候補者にあたる場合は別の委員を任命する。

35-2-5 「裁定委」は以下の罰則を科すことができる。また、違反の状況に応じて、複数の罰則を科すこともできる。

| 罰則 | 内容 |
|-------------------------------|---|
| 訓戒 | 文書による注意……始末書提出。 |
| 罰金 | 1000万円以下の罰金。 |
| タイム及び／あるいはポイントペナルティーまたはタイムの削除 | 結果に影響を及ぼすタイムまたはポイントの加算または削除。 |
| 順位の降格 | 競技結果の順位の引下げ。 |
| 失格 | ブラクティス、レースまたはそのすべてで得たりザルトの失効。なお、違反の種類によっては、自動的に失格となることもある。 |
| 選手権ポイントの剥奪 | 選手権ポイントの剥奪。 |
| 資格停止 | 特定期間において、MFJの会員であることによって生じるすべての権利を失うことまたはMFJの管轄下で行われる活動への参加を禁止されること。 本罰則の適用に関しては、適用期間を最高2年間までとする。 ※資格停止中でも競技会にエントリーすることはできる。ただし当該大会時にはその停止期間は終了していなければならない。 |
| 資格剥奪 | MFJの管轄下で行われるすべての活動に参加する権利を最終的、かつ完全に失うこと。 |

35-2-6 ライセンス資格および出場停止の罰則は、大会審査委員会の審議依頼に基づき、「裁定委」によって裁定され、30日以内に通告される。

35-2-7 製造者（供給者）への罰則

公認車両、公認部品、用品、公認タイヤ等にて申請者が公認申請と異なる製品を供給し、その違反が立証された場合、「裁定委」にて審議され、当該申請者の資格停止および公認の抹消または1000万円以下の罰金を科すものとする。

35-3 中央審査委員会

35-3-1 中央審査委員会は、「裁定委」の裁定を不服とする上告に関して審理権を有し、裁定を下す唯一の機関である。

また、中央審査委員会はMFJ会員および当該競技に直接関与する者の反社会的行為や犯罪行為その他モーターサイクリススポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序の保持を害する行為について、告発等がなくても自らの権限で審

- 議し、裁定を下すことが出来る。
- 35-3-2 中央審査委員会の科すことのできる罰則は、35-2-5項に述べる「裁定委」の科す事のできる罰則範囲と同一とする。
- 35-3-3 中央審査委員会は、定款に基づき理事会の決議により設置され、会長により任命された委員3名により構成される。欠員がある場合は、会長が別途任命する。
- 35-3-4 中央審査委員会の裁定を最終とする。
- 35-3-5 中央審査委員会の裁定に対して、通常の裁判所へ申し立てすることはできない。これに関する不服申し立ては、スポーツ関係の仲裁機関に行うものとする。

36 競技会における大会審査委員会への抗議

- 36-1 抗議の手順
- 36-1-1 競技会において当該クラスの暫定結果発表後30分以内に、その暫定結果に関して疑義がある場合、抗議を出すことができる。
※モトクロス、トライアル、スーパーモトは暫定結果発表後20分以内とする。
※エンデューロは、付則23エンデューロ競技規則39抗議（341頁）参照
- 36-1-2 競技監督、スタート／フィニッシュ役員、セクション審判員等の競技執行役員の下した判定に対する抗議はできない。抗議が認められない裁定については、各種目の規則に明記される。
- 36-1-3 抗議することができる当事者（以下「抗議者」という。）は、当該クラスのライダー、エントラント代表者のみとする。
- 36-1-4 抗議者は、大会事務局に準備されている抗議書に1項目ごとに抗議保証金を添えて提出しなければならない。
- 36-1-5 抗議保証金は1項目につき1万円、ガソリン及びタイヤに関する抗議保証金は10万円とする。
ただし、抗議保証金は、抗議内容が認められた場合にのみ抗議者へ返還される。
- 36-1-6 正式な手続により提出された抗議書のみが受け付けられ、大会審査委員会にて審議裁定される。
- 36-2 大会審査委員会の裁定手順
- 36-2-1 事実確認
違反行為の事実確認の為、当該オフィシャルの証言、証拠となる資料（ラップチャート、映像等）を収集し確認する。
- 36-2-2 聴聞
抗議者、被抗議者、その他大会審査委員会が必要と認める証人等から事情を聴聞する。
- 36-2-3 裁定
・事実確認と聴聞の内容を基に、委員の合議の上で裁定を行う。
・大会審査委員の意見が分かれた場合、過半数をもって決することとする。
- 36-2-4 裁定結果の通告
裁定結果は抗議者に直接通告し、その内容を説明する。説明を始める前に時間を定め（通常5分程度）通告する。
抗議者は、裁定結果の通告書に受領の署名をしなければならない。
- 36-2-5 大会審査委員会が下した裁定に対しては、以下に定める控訴のほか、一切抗議することは出来ない。

37 国内規律裁定委員会への控訴・審議依頼・提訴

- 37-1 控訴
当該競技会に直接関与する者は、大会審査委員会が裁定した罰則に対し、「裁定委」に控訴する権利を有する。
- 37-1-1 控訴は、当該ライダーへの罰則通告時刻より1時間以内に、「裁定委」宛てに控訴する意思を示す文書に控訴保証金を添えて、当該大会審査委員会を通じ提出しなければならない。
- 37-1-2 上記控訴の理由を示す文書については、前項の控訴意思表示および控訴保証金の納付を行ったことを条件に、当該日より5日以内に直接MFJ事務局に提出することができる。
※提出期限の日数計算は起点の日は含まず、次の日から期限日の24時までをいう。
(以下の期限の記載も同様)
- 37-1-3 控訴保証金は10万円とする。
- 37-2 審議依頼
当該競技会の大会審査委員会は、「裁定委」に対し、大会審査委員会が科す権限のある罰則より重い罰則を、当該違反事実の報告とともに審議依頼する権利を有する。
- 37-2-1 審議依頼は、最終審査委員会終了後5日以内に、直接MFJ事務局に提出することができる。
- 37-2-2 審議依頼に保証金は必要としない。
- 37-3 提訴
37-3-1 当該大会の審査委員会が解散した後、当該競技会に直接関与する者は、その関係者間の紛争・疑義を「裁定委」に提訴する権利を有する。
37-3-2 提訴の期限は、当該大会審査委員会が解散した後3日以内とする。
37-3-3 提訴保証金は20万円とする。

38 中央審査委員会への上告

- 38-1 「裁定委」の裁定を不服として上告する場合は、裁定通知を受けた日から5日以内に、上告意思を示す文書に上告保証金を添えて、MFJ事務局に提出しなければならない。
- 38-2 上告保証金は20万円とする。

39 申立てが受理される為の手續(規律裁定委員会・中央審査委員会共通)

※以下文中の「裁定委」への(控訴、審議依頼、提訴)、中央審査委員会への上告を総称し「申立て」と記す

- 39-1 特段の定めがある場合を除き、期日までに「申立て」の理由を記した文書と保証金がMFJ事務局に提出されなければならない。
- 39-2 理由書には「申立て」の理由が的確に述べられていなければならない。理由書は郵送、電子メール、FAXの手段で送付することができる。
- 39-3 申立人は、MFJに対し、理由書が提出されてから10日以内に、その「申立て」に関して資料等を添えた詳細な説明文書を提出することができる。

40 裁定機関（規律裁定委員会・中央審査委員会）の手順

- 40-1 「申立て」がMFJ事務局に提出されてから原則として15日以内に、裁定機関は関係者を招集し、聴聞する。また、証人を必要と認めた場合は、証人を呼び出し、その証言を求め、十分に実情を調査した上で裁定を下すものとする。
- 40-2 裁定機関に招集された者は、代理人として弁護士に依頼する権利を持つ。ただし、弁護士の依頼をMFJを通じて他の当事者に通知されなければ、裁定機関はこれに異議を申し立て手続を中断することができる。
- 40-3 招集を要請された者が欠席した場合は、発言機会を放棄したものとみなされる。
- 40-4 裁定機関は、聴聞に関して、電話や電子メールなどを用いて行うこともできる。ただし、上記方法は、緊急の場合を除き、原則として関係者全員が同意した場合に限られる。
- 40-5 裁定機関が特別の決定を出した場合は、聴聞は公開されるものとする。
- 40-6 当事者が外国語を用いることを希望する場合は、その当事者が必要とする通訳を用意し、自ら費用を負担する。
- 40-7 当事者の聴聞には本人が出席するものとする。ただし、代理人として弁護士も同席することができるものとする。本人が欠席した場合には、その「申立て」が却下される場合があるほか、聴聞のための費用は申立人が負担する。
- 40-8 各当事者は、独自に証人を呼び出しましたは同行させるなどして、証人を出席させ証言させることができる。
上記の場合の費用は、その当事者の自己負担とする。
ただし、証人は知り得た事実を述べることはできるが、意見を述べてはならない。
- 40-9 裁定機関は、必要に応じて専門家を招集してその意見を聴くことができる。
- 40-10 裁定機関の決定は、すべて非公開による合議の上で過半数の採決にて行われる。棄権は認められない。
- 40-11 裁定機関の決定は、当事者に直接文書で通達される。これが出来ない場合には書留で関係者全員に郵送される。
裁定機関が認めた場合、電子メールにて文書添付を併用することができる。
上記文書通達を受ける当事者には、各下部裁定機関も含むものとする。
- 40-12 裁定結果の通知には、裁定の理由が述べられていなければならない。
- 40-13 裁定機関の裁定結果の要旨は、当事者への通達後速やかにMFJ-HPに公示される。
- 40-14 裁定機関が決定を出すのに要した費用は、その裁定機関の委員長により査定され、敗訴側に請求される。
ただし、裁定機関が別の決定を下した場合はこの限りではない。
- 40-15 最終決定となった罰金、費用が裁定通知日より30日以内に支払われなかった場合は、支払義務者は自動的にMFJへの全ての活動を停止させられる。かかる活動停止は、その支払が完納されるまで続くものとする。

41 懲罰基準

国内競技規則に明記される違反行為の他、スポーツマンシップに反する行為、暴力行為などには以下の懲罰基準を設ける。国内規律裁定委員会および中央審査委員会が行為の軽重に応じて裁定する。

※大会審査委員会は、下記該当行為に関し、与えられた権限内の罰則を科した上で、さらに裁定委に対しより重い罰則を科すよう事実報告及び審議依頼が出来る。

| 懲罰に該当する行為 | 罰則 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・選手などに対する暴言、暴行、脅迫、威圧行為 ・主催者、競技役員、係員などに対する暴言、暴行、脅迫、威圧行為 ・観客、関係者に対する暴言、暴行、脅迫、威圧行為 | 資格停止（2年以内） 罰金： ①ライダー個人に対して：100万円以下 ②エントラント・団体に対して：300万円以下 |
| MFJ、審査委員会、組織委員会に対する暴言、暴行、脅迫、威圧行為 | 資格停止（2年以内） 罰金： ①ライダー個人に対して：200万円以下 ②エントラント・団体に対して：300万円以下 |
| MFJ会員である団体が重大な不正行為を行った場合 | 資格停止（2年以内） 資格剥奪 罰金：1000万円以下 |
| 相手に傷害を負わせる重大な暴力行為 | 資格停止（2年以内） 資格剥奪 罰金：1000万円以下 |
| 重大な刑法上の犯罪により処罰された者 | 資格停止（2年以内） 資格剥奪 罰金：1000万円以下 |
| 上記のほかモーターサイクルスポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序の保持を害する行為を行った場合 | 資格停止（2年以内） 資格剥奪 罰金：1000万円以下 |

※違反の状況に応じて、複数の罰則を科すこと（併科）もできるものとする。

※MFJ会員および当該競技会に直接関与する者を対象とする。

42 本規則の施行

本規則は2019年1月1日から施行する。